

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利害関係者の範囲)</p> <p>第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条の2</u>に規定する執行機関をいう。）が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(利害関係者の範囲)</p> <p>第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者（条例第2条第1項第2号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条の2の2</u>に規定する執行機関をいう。）が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。